

釜ヶ崎解放 1988 6.25

TJ57 大阪市西成区秋之茶屋2丁目5-4
釜ヶ崎解放会館内
釜ヶ崎日雇労働組合
電話 06-632-4273

こうのいけぐみ よこうちこうぎょう もとぐみ こうぎょう
鴻池組-横内工業-本組興業は、

ろうさいぎん け しやがい
労災金のネコババもみ消しを謝罪し

ひがいしゃ せいい はな あ あこな
被害者との誠意ある話し合を行え!!

仲直たち!!
昨日、我々釜日労は、三三四日にちも
及ぶ労災金のネコババもみ消しをお
こなっていた。鴻池組・横内工業・本
組興業、とりわけ本組興業に対する斗
いを開始した。

早朝セーターのミャッターが崩くと
同時に本組の手配活動に対する斗いと
おこなった。そのあと、本組興業によ
る、被害者に対するデタラメな行為を
バクロし、あわせて、関係元請の問題
点を明かした。
もう一度、一連の問題について整理
する。

① 本組について

オ一は、被害者の労災問題の無知識
につけ込んで、休業補償をキチッとモ
らえるようにせず、日に二千円の貸金
で、日々目も刺し殺しにしてきたこ
とである。

オ二、仕事がいそがしくなる正月末

頃から、数度にわたり強制労働を強い
通院生活をできなくさせ、また、その
徴々たる賃金ですら、借金担保として
支払ってこなかったことである。

オ三は、仕事のなくなる五月頃、文
字が読めない本人の弱みにつけ込み、
念書なるものへの指印を強要し、アフ
ル手当を不正取得するよう強制した。
結果、白手帳を職安に没収され、本人
に不利なる不利益をもたらしたことで
ある。

オ四は、話し合いに行った被害者に
対して恫喝をかけ、飯場への拉ち、監
禁をおこなったこと、彼の請求
行為等を圧殺しようとしたことである。

② 横内工業について

オ一下請である横内工業は、オ一に
ハ七年の月24日に労基署から支払われ
た、金六七万七五八〇円を本人にすみ
やかに渡すことなく、ネコババしてい

たこと。

オ二に、今年の二回、三、四回目の休業補償の請求用紙が、本組から送られていたにもかかわらず、すみやかに手続をこころなく、にぎりつぶしてきたこと。

オ三に、元請からの二回目以降の請求行為の確認に対し、「二回だけで打ち切り」と、ウリの報告をおこなないもみ消しをおこなったこと。

オ四に、事件の発覚したあとも、本人に対する誠意ある態度をとることなく、ひたすら自己保身に走り、解決を遅らせてきたこと。

③ 鴻池組について

オ一には、元請として、下請に対する指導・管理責任があるにもかかわらず、その責任を十分に果たしてこなかったこと。

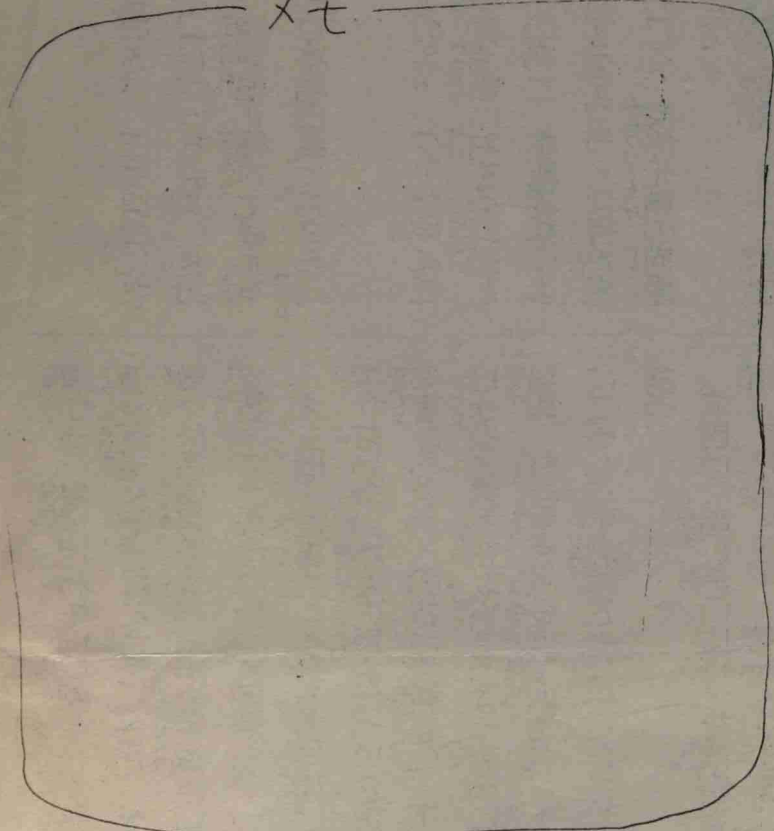
オ二には、事件発覚後も、いっかんして元請責任を果たさず、問題の処理で下請に押しつけ、責任のがれをやってきたこと。

西社とも、我々の斗いによって、自らの責任と限界を感じよう。

横内工業の社長は、「すぐさま元請けに対して同席を要請し、その上で責任をはたす方向を追求・努力する」と約束し、その諾否について数時間後に電話を入れる旨、確認した。また、本組に対しても

「問題点を指摘し、争議が完全に解決するまでは、セニターでの手配

×元



活動を自粛するよう申し入れ、本組側業もその旨をすくなく承した。最終的に「六日二五日（今日）に鴻池組をまじえて話し合いをおこないたい」との連絡があり、我々もすぐさま了承した。

仲商たち、今回の労務金のネコババもみ消しに対する争議は、急速に大つめへと向かいはじめたが、完全勝利まで、セニターでの本組に対する斗いをゆるめることなく、闘い続けよう。